

第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興の基本方針

□各課

【基本方針】

東日本大震災は、地震と大津波による広域かつ大規模な激甚災害となった。このような大規模な災害が発生した場合には、多大な人命はもとより、膨大な財産や社会資本を失うことも十分想定される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建と地域社会の再構築である。そのため市は被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、国や県等の関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すことについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。